

(ウ) 利用意向調査を実施した農地については、農地中間管理機構に対し農業委員会から農地の状況等について、情報提供することになっていることから、必要な情報を収集します。具体的には、「遊休農地における農地中間管理権の取得に係る現地判断の考え方」に基づき、農地の状況や立地、環境を確認し、借受け不適な状況にあるかどうかを農業委員会から機構に提供します(18～19ページ参照)。

カ 調査結果の整理

利用状況調査の実施年月、結果や遊休農地の措置状況(利用意向調査等)を農地台帳等に反映します。

(2)「利用意向調査」とは

利用意向調査は、利用状況調査の結果による対象農地の農業上の利用の意向を確認します。

ア 対象農地

「1号遊休農地」、「2号遊休農地」さらに「遊休化のおそれのある農地」と把握した農地に対して行います。

イ 利用意向調査の方法

利用意向調査は遊休農地判定後直ちに実施し、農業委員会が対象農地の所有者等に当該農地の利用の意向を書面(利用意向調査書)で確認します。回答期限は利用意向調査書の発出から1か月以内です。

調査は郵送で行うことが多いため、回答が返ってこないケースが多々あることから、回収率を上げるには、農業委員もしくは農地利用最適化推進委員の戸別訪問が必要です。

利用意向の選択肢

以下の選択肢から回答が可能です。

- ①農地中間管理機構に農地を貸し付ける
- ②自ら担い手を探して貸し付ける
- ③自ら耕作する
- ④その他(農業委員会によるあっせんを希望する等)

ウ 回答があった場合の対応

利用意向調査により、「農地中間管理機構への農地の貸し付け」を希望するという回答があった場合は、農業委員会は所有者等の氏名、連絡先(住所・電話番号)、対象筆の地番、面積等を速やかに農地中間管理機構に通知します。なお、機構への農地の貸し付けを希望すると回答があり、希望が継続している場合には、課税強化は行われません。

エ 回答がなかった場合の対応

利用意向調査を行った日から6か月を経過しても所有者等から回答がない場合や利用意向どおり対応しない場合等については、後述の農地中間管理機構との協議の勧告の対象となり、課税強化となる可能性があります。

オ 農地中間管理機構が農地を借り受ける場合

農地中間管理機構から担い手に貸し付けが見込める場合等は機構が借り受け、担い手に農地を貸し付けます。

なお、機構の借受け基準に適合しないと判断した農地については、機構から農業委員会及び所有者等に通知を行います。この場合課税強化は行われません。

農業委員会においては、機構が借受けできない農地でも担い手を探す等、耕作再開に向けて指導を行う必要があります。

(3)利用意向どおりに対応しない場合の対応

ア 農地中間管理機構との協議の勧告

「利用意向どおりに対応しない」、「意向の表明がない」場合等については、農業委員会が所有者等に対して「農地中間管理機構による農地中間管理権の取得について、農地中間管理機構と協議すべきこと」を勧告します。

また、勧告をした場合は、その旨を農地中間管理機構に通知します。

イ 農地中間管理機構との協議の勧告対象外となるケース

「利用意向どおりに対応しない」、「意向の表明がない」場合等であっても、以下の場合は勧告の対象外です。

- ・ 農業振興地域外の農地
- ・ 農地中間管理機構が借り受け基準に適合しないと判断した農地

ウ 農地の借受けに向けた協議ができない場合等

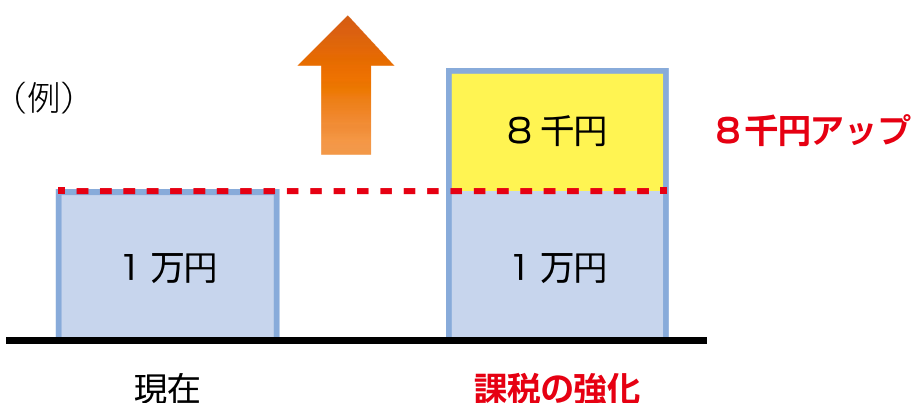
農業委員会が勧告を行った農地に、2か月経っても借受けに向けた協議ができない(手紙や電話等しても連絡がつかない)、借受けの条件で折合いがつかない場合は、機構が県知事に裁定の申請を行い、県知事の裁定・公告により機構が農地を借受ける場合があります。

エ 課税の強化となる場合

勧告の対象となった農地は、翌年1月1日から固定資産税の評価額が1.8倍となり、その年の徴収から固定資産税が引き上げられます。

固定資産税の例(課税の強化)

1haの農地を所有している場合の全国平均額であり、実際の額は個々の農地によって異なります。



(4)所有者等不在の農地である場合の対応

所有者がわからない遊休農地等(共有地の場合は過半の持分を有する者がわからない場合)については、その旨を農業委員会において、公示を行います。

公示した結果、2か月以内に所有者等から申出がないとき、農業委員会が農地中間管理機構にその旨を通知します。

その結果、機構が通知から4か月以内に県知事に裁定の申請を行い、県知事の裁定・公告により機構が農地を借受ける場合があります。

遊休農地における農地中間管理権の取得に係る現地判断の考え方(水田)

下表の状況に一つでも該当する場合には、借受け困難。

(公社)千葉県園芸協会
平成27年10月23日制定
平成28年 8月31日変更
令和 2年 8月 4日変更

(表1)

	借 受 け 不 適 な 状 況
(1)当該農地の 状況	ア)木本、竹、笹竹は生えていないが、重機を用いなければ「すぐに耕作できる状態」にすることができない。 即ち、すぐに耕作できる状態にするために、<u>通常の管理費</u>以上の費用を必要とする場合。 (例)・前年までの枯草が地面に倒伏して覆っている。 ・草の量が多量で他へ搬出処分しなければならない。 ・多年生の草の根が張っており、通常のロータリーでは耕起困難又は多量の根株の発生が想定され、他へ搬出処分しなければならない。 等 通常の管理とは 通常の草刈りで対応できる、又は通常のロータリーで耕耘できる程度。 草、根は土中への鋤き込み等により処分でき、他所への運び出し処分が不要。 ※1 農振農用地区域内の農地で、標準区画30a規模以上には場整備された場合を除く。 ※2 農振農用地区域内の農地で、農業委員会で再生利用を進める必要があると判断した農地である場合を除く。
	イ)木本、竹、笹竹が生えており、重機を用いなければ「すぐに耕作できる状態」にすることができない。
	ウ)不法投棄物等、処分しなければ耕作の支障になるものが存在している。
(2)立地、環境	ア)市街化区域。(市街化区域外の農地と一体的に農業利用されている市街化区域内農地は除く。)
	イ)雑排水等の流入による水質の悪化、あるいはゴミの投棄がある。
	ウ)地盤が低く、湛水発生の常習地である。
	エ)日当たりが非常に悪い。
	オ)農機(コンバイン、トラクタ)等が当該農地まで進入できない。 (幅員狭小、又は屈曲や障物、枝の伸長、路盤が軟弱等により進入できない)
	カ)作土に石やコンクリートのかげら等の異物が混入しており、耕作に支障がある。

遊休農地における農地中間管理権の取得に係る現地判断の考え方(畑)

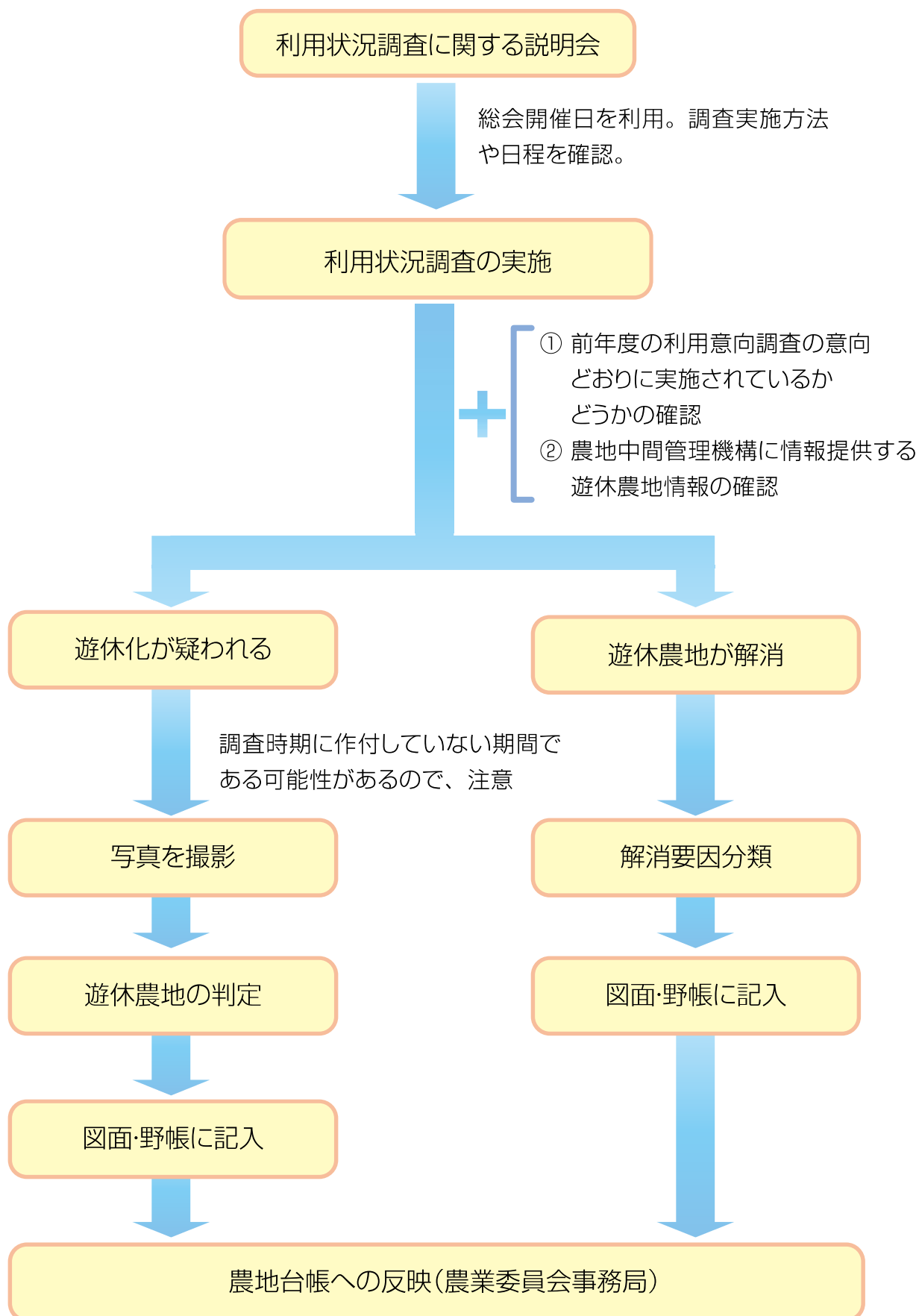
下表の状況に一つでも該当する場合には、借受け困難。

(公社)千葉県園芸協会
平成27年10月23日制定
平成28年 8月31日変更
令和 2年 8月 4日変更

(表2)

	借受け不適な状況
(1)当該農地の状況	ア)木本、竹、笹竹は生えていないが、重機を用いなければ「すぐに耕作できる状態」にすることができない。 即ち、すぐに耕作できる状態にするために、<u>通常の管理費</u>以上の費用を必要とする場合。 (例)・前年までの枯草が地面に倒伏して覆っている。 ・草の量が多量で他へ搬出処分しなければならない。 ・多年生の草の根が張っており、通常のロータリーでは耕起困難又は多量の根株の発生が想定され、他へ搬出処分しなければならない。 等 通常の管理とは 通常の草刈りで対応できる又は通常のロータリーで耕耘できる程度。 草、根は土中への鋤き込み等により処分でき、他所への運び出し処分が不要。 ※1 農振農用地区域内の農地で、用水施設整備が行われている場合を除く。 ※2 農振農用地区域内の農地で、農業委員会での再生利用を進める必要があると判断した農地である場合を除く。
	イ)木本、竹、笹竹が生えており、重機を用いなければ「すぐに耕作できる状態」にすることができない。
	ウ)不法投棄物等、処分しなければ耕作の支障になるものが存在している。
(2)立地、環境	ア)市街化区域。(市街化区域外の農地と一体的に農業利用されている市街化区域内農地は除く。)
	イ)雑排水等の流入による水質の悪化、あるいはゴミの投棄がある。
	ウ)地盤が低く、湛水又は湿害発生の常習地である。
	エ)日当たりが非常に悪い。
	オ)機械やトラックが当該農地まで進入困難。 (幅員狭小、又は屈曲や障害物、枝の伸長、路盤が軟弱等により進入できない。)
	カ)作土に石やコンクリートのかげら等の異物が混入しており耕うんに支障がある。
	キ)進入する公道がない。 (他人の土地を通らないと農地に入れない)
	ク)現地における境界が概定できない。

利用状況調査実施フロー図（例）



Ⅲ 遊休農地等への対策の進め方

いざ、遊休農地等への対策を進めようと思っても、どこから手をつけていいのかわからないかもしれません。

以下のステップを参考に進めてみましょう。

ステップ1 再生と営農に向けた計画づくり

22ページ

- ・ 地区の遊休農地の状況を調べましょう。
- ・ 地区での話し合いを行い、再生する場所を決め、再生作業とその後の営農に向けた計画づくりをしましょう。
- ・ 市町村の農政担当課と連携しましょう。
- ・ 現地調査により再生、利用する遊休農地を絞り込みましょう。
- ・ 具体的な再生計画を立てましょう。

ステップ2 再生作業の開始

26ページ

- ・ 再生作業に伴う必要な手続を事前に行いましょう。
- ・ 営農開始できる農地にするために必要な工法を実施しましょう。
- ・ 国や県の交付金や補助金を利用しましょう。

ステップ3 営農を開始する

30ページ

- ・ 再生した農地に適した作物の栽培をしましょう。

遊休農地等への防止策についても再生作業と同様のステップで進めましょう。

Ⅲ

ステップ1 再生と営農に向けた計画づくり

1 地区の遊休農地の状況を把握する

農業委員会で作成している農地台帳で遊休農地の地番と遊休の程度を調べましょう。

全国農地ナビを活用すると地区内の遊休農地の場所や分布状況が視覚的に把握でき、優先的に解消に取り組むべき場所の特定がしやすくなります。

2 地区内で話し合いを行う

「地域計画*」では、集落や地域で、将来の農地利用のあり方として「遊休農地の解消」を話し合います。それを基に、再生に向けた計画づくりをしましょう。もし「地域計画」がなければ、市町村の農政担当課に協力してもらいながら、話し合いをしましょう。

* 地域の農業者等の話し合いによる将来の農地利用の姿を目標地図として明確化し、市町村が定める計画です。



3 市町村の担当課と連携を図る

市町村にある農政担当課が遊休農地等への対策に取り組んでいます。

JA等農業関係機関との連絡調整を行ったり、国や県の補助金等の窓口にもなりますので、相談しながら計画づくりを進めましょう。

4 現地調査により再生利用する遊休農地を絞り込む

現地を調査して、遊休農地の状況を把握し、再生利用が可能な農地を絞り込みます。

まとまりのある農地の中にある遊休農地は、周辺農地での営農に悪影響を及ぼし、遊休農地が広がる原因となることから、優先的に解消する農地として選定しましょう。

現地調査で調べる内容は以下のとおりです。

① 植生や^{れき}礫の状況（生育している植物の高さ・太さなど）

雑草や灌木の種類や太さによって、除去するのにかかる労力や使用する機械が異なりますので、必ず把握します。また、礫の大きさによっても、使用する機械が異なりますので、同様に把握します。

【再生前の農地イメージ】



② 対象農地の状況（傾斜、乾湿、施設の状況など）

再生後の整地や営農のためにどのような機械を使うのか、また実際に整地や営農が可能なのか把握するため、農地の状況を把握します。

また、再生する農地の周辺の水路の整備状況や過去に暗渠整備を行っているのかも把握します。再生後に暗渠設置など工事を付け足す必要がある場合もありますので、確認が必要です。

③ 周辺の農地の状況

再生や付随する工事により、周辺農地に悪影響を及ぼさないか確認します。

④ 鳥獣被害対策の必要性の確認

鳥獣の出没により、再生後に営農再開した農地に被害を及ぼす可能性があります。

そのため、周辺の農地の被害の有無を確認するなど、再生後の農地が鳥獣被害を受ける可能性がないかどうかを調べ、遊休農地等への対策と併せ、対策を講じる必要がないか確認しましょう。



鳥獣被害にあった農地

(写真提供:千葉県農林総合研究センター)



侵入防止柵と箱わな

参考

地区に再生利用が困難な農地があった場合はどうする？

地区内に、荒廃がひどく、農地として活用を図るのが困難な農地がある場合、そのまま放置しておく、産業廃棄物等の不法投棄場所となったり、山火事の恐れがあったり、鳥獣のすみかとなる等、状況としては望ましくはありません。

その場合、農業委員会で非農地判断ができるときは、対象農地を農地台帳からはずしたうえで、森林として管理をしていくことも検討しましょう。また、非農地と判断した後も農業振興地域の整備に関する法律(農振法)の規制が及ぶ場合がありますので、市町村農業振興地域制度担当課とも協議しましょう。

森林として管理していく場合、県では、里山活動団体が森林所有者と協定を締結したうえで、森林保全活動等に取り組むことを促進しています。



5 具体的な再生計画を立てる

再生計画を立てるために検討すべき項目は、①再生して営農する担い手を誰にするのか、②遊休農地の所有者とどのように利用権を設定するのか、③再生後に作付けをする作物は何にするのか、④再生する時期と手順をどうするのかです。

それぞれの項目にはいろいろな方法が考えられますが、地域の実情に合わせた方法を選択しましょう。

① 担い手の確保

地域計画の農業を担う者や集落営農組織など地域で営農を進める担い手等に耕作放棄地解消をしてもらおうとその後の営農も見込めます。

地域に担い手等がない場合には、企業参入による再生と営農という方法も考えられます。

② 権利設定等の方法の検討

権利設定等の方法としては、所有権移転、使用貸借、賃貸借がありますが、農作業受託により、再生と営農を行う場合もあります。

さらに、近隣の農地と併せて農地中間管理機構(31ページ参照)から借りることもできます。

③ 再生後の導入作物の検討

再生した農地を活用するためにも、導入する作物とその販路を検討しておくことが重要です。

また、国・県には各種営農支援策が用意されていますので、併せて活用を検討するとよいでしょう。

④ 再生の時期と手順の検討

③で検討した導入作物の作付けの時期から逆算して、再生する時期を決め、再生の手順を検討しておくとういでしょう。

また、荒廃した農地は再生しただけでは、営農再開できない農地も多いので、土壌改良や用排水路・暗渠・農道などの施設整備も実施する必要があるか併せて検討しておきましょう。

ステップ2 再生作業の開始

1 再生作業や施設整備に伴う必要な手続きを事前に行う

○以下の工事を行う場合は、手続きが必要になることがありますので、市町村の農政担当課に御相談ください。

・客土工事を行う場合

千葉県や大部分の市町村が条例を定めており、工事の内容により、許可が必要になる場合がありますので、必ず確認しましょう。

また、農地造成を行う場合や農地を客土用の土の仮置き場とする場合には、農地法に基づく一時転用許可が必要となる場合があります。

・井戸の設置を行う場合

井戸を設置し、地下水を汲み上げる場合には、

千葉県環境保全条例又は市町村条例による規制対象となる場合があります。

(県HP「法令による地下水採取規制」:

<https://www.pref.chiba.lg.jp/suiho/jibanchinka/torikumi/chikasui.html>)



○その他、工事の内容によっては、規制等がかかる場合もありますので、再生計画を立てる際、市町村農政担当課に相談しておくといでしょう。

参 考

■千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 (県残土条例)

外部から搬入した土砂等の埋立て等により、農地のかさ上げ(客土を含む)等を行い、その埋立て面積が3000㎡以上にあつては県残土条例に基づく千葉県知事の許可が必要であり、3000㎡未満にあつては各市町村長の残土条例に基づく市町村長の規制対象となります。

なお、一部の市町村の区域では、全ての面積について、県残土条例ではなく、市町村条例が適用されるため、詳細は県又は各市町村にご確認ください。

県HP「残土条例関連情報」

<http://www.pref.chiba.lg.jp/haishi/zando/index.html>



■千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例 (県再生土条例)

産業廃棄物(建設汚泥、コンクリートくず等)を処理した再生土の埋立て等により、農地のかさ上げ(客土を含む)等を行い、その埋立て面積が500㎡以上である場合には、千葉県知事へ届出が必要となります。

なお、一部の市町村の区域では、全ての面積について、県再生土条例ではなく、市町村条例が適用されるため、詳細は県又は各市町村にご確認ください。

県HP「再生土条例関連情報」

<http://www.pref.chiba.lg.jp/haishi/saiseido/index.html>



2 営農開始できる農地にするために

長く管理されず、放置されていた遊休農地等の場合、再生作業と一度土壌改良を施しただけでは、営農開始するには不十分な農地の状態であることも少なくありません。その場合、再度土壌改良を施し、営農できる農地を準備しましょう。

また、基盤整備がされていなかったり、されていても古かったりする場合は、区画整理を行ったり、暗渠排水、用水路や農道を整備するなど必要な施設を設置して営農に適した農地にしましょう。

3 補助金の活用

これまでの説明のとおり、遊休農地等の再生には費用がかかりますので国庫事業等の助成制度があります。これらを活用することで取組主体の負担を軽減できます。

その他、遊休農地等への対策として活用できる施策は、「遊休農地等対策関連の各種施策」(→36ページ)にもまとめてあります。

●遊休農地等の再生に対する助成

最適土地利用総合対策事業

中山間地域等における、地域の実情に即した農用地保全に必要な、地域ぐるみの話合いに基づく最適な土地利用構想の策定、基盤整備等の条件整備、粗放的な土地利用等を総合的に支援します。

主な事業内容

[補助対象及び補助率]

(1) ソフト：定額

- ・土地利用構想の概定、実証事業、土地利用構想の実現に必要な調査・計画に関する取組、省力化機械の導入：交付額上限1,000万円/年
- ・粗放的利用体制整備のうち
放牧や蜜源・緑肥作物等の管理経費等：交付額上限10,000円/10a
緩衝帯整備やビオトープ、計画的な植林の管理経費等：交付額上限 5,000円/10a
- ・農用地保全等推進員の措置：交付額上限 250万円/年

(2) ハード：定率（55%以内）、交付額上限2,000万円/年

- ・放牧に関する整備
- ・蜜源作物等の作付け等に関する整備（刈払、耕起、土壌改良等）
- ・農用地保全のための基盤整備
（農業用排水施設、農道、暗渠排水、客土、区画整理等）
- ・農用地保全のための農業環境整備（トイレ、農業用ハウス等）

[補助要件]

- (1) 市町村、農業者、地域住民が参画すること
- (2) 原則として、中山間地域等における複数集落を対象とし、都道府県がその対象を選定すること
- (3) 地域ぐるみの話合いにより、営農を続けて守るべき農地と粗放的利用を行う農地等に区分し、実証的な取組を行った上で、土地利用構想を事業開始から3年以内に策定すること
- (4) 農用地の粗放的利用の取組を1つ以上行うこと
- (5) 農用地保全に関する目標の達成に向けて取り組むこと
- (6) 5年間以上粗放的利用又は耕作を実施すること（水稻を除く）
- (7) 営農を続けて守るべき農地の整備については、地域計画の作成または作成の見込みがあること

●農地中間管理機構への農地集積と絡めた遊休農地等の対策への助成

農地中間管理機構への農地集積を図る場合の農地の条件整備 (農地耕作条件改善事業)

地域計画の策定区域で、担い手に農地を集積する場合、荒廃農地の解消・発生防止のための簡易な整備(障害物の除去、除礫、深耕、整地等)に対し、国交付金(50%*)+県補助金(14~27.5%)を助成します。

※中山間地等に指定されている地域の補助率は55%となります。

遊休農地解消緊急対策事業

農地の集積・集約化を図ることを目的に、簡易な整備で解消可能な遊休農地を出し手から機構が借り入れ、解消後に受け手への貸し付けを行う事業です。

交付単価：上限43千円/10a

【事業実施主体】

- ・農地中間管理機構

【要件】

- ・農用地区域内の1号遊休農地（緑区分）であること
- ・使用貸借（無償）で機構へ10年以上貸付すること
- ・簡易な整備により解消可能であり、翌年度までに受け手へ貸し付けること
(交付対象となる作業内容：草刈り、除礫、伐根、耕起、整地)

***所有者不明農地は対象になりません**

(上記の金額を超える場合は、市町村等の助成がある場合はその分を除いて、出し手又は受け手が負担)

***令和6年度の内容であり、令和7年度からは内容が異なる可能性があります。**

ステップ3 営農を開始する

再生計画に沿って営農を開始しましょう。

導入作物の栽培方法や販路がわからない場合には、ＪＡや県農業事務所の普及指導員に相談することもできます。

参 考

有機ＪＡＳ認証では、本認証の要件※で有機栽培を行う転換期間が２年以上必要ですが、遊休農地等では、２年以上化学肥料や化学合成農薬の使用実績がないことが確認できる場合は、通常２年以上の転換期間を１年以上に短縮することが可能です。そのため、有機ＪＡＳ認証を取得して規模拡大しようとする農家の中には、遊休農地等を活用している事例が全国でも見られます。こうした事例などを参考に、遊休農地等の活用を検討してみてください。

※有機ＪＡＳ認定の要件

【主な内容】

- ・ 化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと
- ・ 遺伝子組換え技術を利用しないこと
- ・ 堆肥などを使用し、農地の生産力を発揮させること
- ・ 周辺から化学的に合成された肥料や農薬が飛散、流入しないよう必要な措置をよること
- ・ 種まきや植え付け前に、２年以上有機ＪＡＳ認証の要件で栽培を実施していることなど。

詳しくは、「有機農産物の日本農林規格」に定められています。



Ⅳ 農地中間管理事業について

農地中間管理機構とは

農地中間管理機構は、地域の話合いにより策定される地域計画に基づき、出し手と受け手の間に入って農地の貸借を進める農地中間管理事業を実施します。

千葉県では、公益社団法人千葉県園芸協会が農地中間管理機構として、県の指定を受けています。

農地中間管理事業のしくみ



機構又は農地の所在する市町村の農政担当課や農業委員会等にお気軽にご相談ください。

事業活用のメリット

出し手のメリット

- 契約期間終了後、農地は確実に戻ります。
- 機構は公的機関なので安心して農地を貸すことができます。
- 要件を満たせば、農地の固定資産税が軽減されます。

受け手のメリット

- 長期間の借入れができるため、営農計画が立てやすくなります。
- 条件により、まとまった農地の借入れや、分散した農地の集約化ができます。
- 賃借料は機構に一括して支払うことで支払い等の事務が軽減されます。
- 機構から担い手が農地を借り受けることで利用できる関連事業があります。

機構で借り受ける農地

貸付申込の受付は
随時行っています

- 原則、目標地図で農業を担う者が位置付けられた農地となります。
- 再生不能と判断された遊休農地や、利用が著しく困難な農地等、貸付が見込めない農地は借り受けることが出来ません。
- 抵当権が設定されていないなど、権利関係等に問題のない農地となります。

機構で借り受ける農地の貸付先の選定方法

以下の原則を踏まえ、機構
が貸付先を選定します

- 原則、目標地図で農業を担う者に位置付けられた者に貸付します。
- 地域計画が策定されていない区域の場合は、以下の原則を踏まえ貸付先を選定します。
- 農業経営の規模拡大又は経営農地の分散錯圖の解消に資する。
- 既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼさない。
- 新規参入をした者が効率的かつ安定的な農業経営を目指していけるようにする。
- 地域農業の健全な発展を旨としつつ、借受希望者のニーズを踏まえて公平・適正に調整する。

地権者と耕作者の役割

① 農地の利用権について

	地権者 (出し手)	耕作者 (受け手)
立 場	農地を機構に貸し出す	農地を機構から借り受ける
貸借期間	機構への貸し出し期間は原則 10年間 (5年まで短縮が可能)	機構から 10年の範囲内で借受ける

② 農地の賃料について

	地権者 (出し手)	耕作者 (受け手)
授受方法	機構から受け取る	機構へ支払う
支払内容	金納 : 「定額」 または 「米価連動」 (当年産の米価)、物納* (年貢米) も可	

③ 各種経費の支払いについて

* 物納の場合は、当事者間で授受

	地権者 (出し手)	耕作者 (受け手)
土地改良区の賦課金支払者	どちらでも可 ※機構が間に立って話し合います	
農業共済の掛け金	どちらでも可 慣例・従来の踏襲が一般的	
共同防除等の経費	どちらでも可 慣例・従来の踏襲が一般的	

地域の話合いによる農地集積・集約化の促進

- 地域の農業を発展させていくためには、人と農地の問題を一体的に解決していく必要があります。
- 問題を解決するための「未来の設計図」が「**地域計画**」です。

高齢化や離農による専業農家の減少



農地の荒廃・遊休農地の増加



地域計画の策定



意欲のある担い手へ農地を集積・集約し
生産性の高い営農を展開

地域計画策定に係る地域における話合い

地域の話合いにより、地域農業の課題を解決に向けて将来の農地利用の姿を明確化します。そして、農地一筆単位で将来(10年後)の耕作者を定める目標地図を作成します。地域の話合いでは、次のことを決めます。

- ①農業の将来の在り方
 - ②農業上の利用が行われる農用地等の区域
 - ③その他農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項
- ・農用地の集積、集約化の方針
 - ・農地中間管理機構の活用方針
 - ・基盤整備事業への取組方針
 - ・多様な経営体の確保・育成の取組方針
 - ・農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 等

地域の担い手や農地の活用について、地域の皆さんで
話し合ってみませんか？(地域計画の作成)



機構集積協力金

農地中間管理機構(以下、「機構」とする。)に農地を貸し付けた場合、一定の要件を満たせば地域に対して「機構集積協力金」が支払われます。

※本協力金は農業振興地域内の農地が対象となります。

地域集積協力金

地域計画の策定地域内等において、機構を活用して農地の集積・集約化に取り組む地域に対して協力金を交付します。

■交付対象地域 (①、②を満たす地域)

- ①同一市町村内の一定区域であり、全域が同一の地域計画の区域（令和6年度に限り、地域計画の策定に向けた協議の場が開催されている区域を含む）に含まれている地域
- ②構成戸数が複数戸である地域

■交付要件

- ・ 交付対象農地のうち、10%以上が新たに担い手に集積されること、または地域の農地面積に占める同一の耕作者が耕作する 1ha 以上（中山間地域及び樹園地については 0.5ha 以上）の団地面積の割合が 10 ポイント以上増加すること 等

集約化奨励金

地域計画の策定地域内等において、機構からの転貸又は機構を通じた農作業受託により、農地の集約化に取り組む地域、また集約化の取組に併せ、受け手が位置付けられていない農地を集約化し、当該農地を引き受けやすくする取組に対して、奨励金を交付します。

■交付対象地域

上記の地域集積協力金の交付対象地域に準ずる（受け皿準備タイプを活用する場合は地域計画が策定されている必要があります）

■交付要件

○一般タイプ

- ・ 地域の農地面積に占める、同一の耕作者の 1 ha以上の団地面積の割合が目標年度までに10ポイントもしくは20ポイント以上増加すること 等

○受け皿準備タイプ（一般タイプと一体的に取り組む必要があります）

- ・ 地域の農地面積に占める、地域計画の目標地図において農業を担う者が位置付けられていない農地による 1 ha以上の団地面積の割合が目標年度までに10ポイントもしくは20ポイント以上増加すること 等

*** 令和6年度の内容であり、令和7年度からは内容が異なる可能性があります。**

農地中間管理事業に関する支援

1 農業用機械等の導入支援



(1) 農地利用効率化等支援交付金

地域計画の目標地図に位置付けられた者が、地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の実現に向け、融資を活用して経営改善の取組に必要な農業用機械・施設を導入する場合に支援。

補助率：事業費の3/10以内。

※中間管理機構から農地の賃貸借等の設定等を受けていることで、配分基準ポイントに加点することができます。

(2) スーパーL資金の貸付当初5年間の実質無利子化措置*

地域計画の目標地図に位置付けられた等の認定農業者であって、新たに攻めの経営展開を行う計画を策定した者。

* 利子助成の上限は2%です。

(3) 新規就農者等に対する資金支援

地域計画の目標地図等に位置付けられている、もしくは農地中間管理機構から農地を借り受けており、独立・自営就農する時の年齢が原則50歳未満の認定新規就農者に対し、資金等を交付。

○経営開始資金 新たに経営を開始する者に対して、資金を交付。

支援額：最大150万円／年×最長3年間

○経営発展支援事業 就農後の経営発展のために、機械・設備等の導入を支援。

補助率：事業費の3/4 以内。補助対象事業費上限1,000万円

* 令和6年度の内容であり、令和7年度からは内容が異なる可能性があります。

2 整備済み農地の簡易な整備等

農地耕作条件改善事業

事業内容

地域計画の策定区域で、担い手への農地集積の推進や高収益作物への転換等を図るための計画策定や基盤整備、営農定着に必要な取組を一括支援。

補助率

1) 農地の簡易な整備(定額助成)

区画拡大、暗渠排水、用水路の更新整備 等

※定額助成単価は現場条件等に応じた標準的な工事費の1/2相当

2) きめ細やかな基盤整備(定率助成)

補助率：国50% (中山間地域55%)

県14~27.5%

農業用排水施設、暗渠排水、土壌改良、区画整理、農作業道、農地造成、農用地の保全 等

3) 農地集積を図りつつ、高収益作物に転換する場合への支援

(定額・定率助成)

営農定着等に必要な計画策定等を支援



区画拡大



暗渠排水

V 遊休農地等対策関連の各種施策

28～29ページでも遊休農地等対策の助成についてご紹介していますが、その他にも関連する各種施策があります。事業の採択要件等詳細については市町村や裏表紙のお問い合わせ先にお問い合わせください。

1 鳥獣被害防止対策への支援(鳥獣被害防止総合対策交付金事業他)

野生鳥獣被害防止のための取組や施設・機材の整備、ジビエ活用の取組 等

【支援内容】

(ハード対策) 侵入防止柵、処理加工施設、捕獲技術高度化施設

(ソフト対策) 捕獲機材、地域ぐるみの被害防止活動、鳥獣被害対策の地域リーダー等の育成等のための研修。

2 地域共同の農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理への支援 (多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金)

【支援内容】

○農地の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等

○水路、農道等の軽微な補修、植栽等の共同活動

○水路や農道等の補修や更新

3 集落営農体制整備への支援(集落営農加速化事業)

【支援内容】

○集落内の合意に基づく効率的な営農体制を確立するため、農業事務所が集落営農組織の設立に向けた支援、集落営農組織設立のコーディネートを行う。関係機関と連携した座談会・視察研修等の実施が可能。

VI 参考資料

○農業委員会研修テキスト② 農地法(一般社団法人 全国農業会議所)

○耕作放棄地の再生利用のために (平成21年3月 農林水産省)

農業委員・農地利用最適化推進委員のための 千葉県遊休農地・荒廃農地(耕作放棄地) 対策マニュアル

発行日 平成29年3月
平成30年3月(改訂版)
令和 3年3月(改訂第2版)
令和 4年3月(改訂第3版)
令和 7年2月(改訂第4版)

発 行 千葉県農林水産部農地・農村振興課
〒260-8667
千葉県千葉市中央区市場町1番1号
TEL : 043-223-2862 FAX : 043-225-2479
URL : <http://www.pref.chiba.lg.jp/noushin/kousakuhouki.html>

問い合わせ先一覧

○各市町村農政担当部局が各種施策、補助事業の担当窓口実施しておりますので、お問い合わせください。

○千葉県農林水産部における各種施策の担当課及び事務所

担当施策	部署	連絡先(直通電話)
遊休農地・荒廃農地再生、発生防止のための助成	農地・農村振興課	☎043-223-2862
農地中間管理事業		☎043-223-2848
鳥獣被害防止対策		☎043-223-2858
地域資源の保全管理		
集落営農体制整備	担い手支援課	☎043-223-2905
経営体育成支援		
遊休農地・荒廃農地 再生後、生産のための機械整備 (園芸作物) (飼料作物)	生産振興課 畜産課	☎043-223-2882 ☎043-223-2943
放牧による遊休農地・荒廃農地解消	畜産課	☎043-223-2943
森林保全活動	森林課	☎043-223-3684
各種施策の地域別支援 (千葉市、習志野市、市原市、八千代市)	千葉農業事務所	☎043-300-1985
(市川市、船橋市、松戸市、野田市、柏市、 流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市)	東葛飾農業事務所	☎04-7143-4121,4122
(成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、 白井市、富里市、酒々井町、栄町)	印旛農業事務所	☎043-483-1129
(香取市、神崎町、多古町、東庄町)	香取農業事務所	☎0478-52-9192
(銚子市、旭市、匝瑳市)	海匝農業事務所	☎0479-62-0156
(東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、 芝山町、横芝光町)	山武農業事務所	☎0475-54-1122
(茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、 長柄町、長南町)	長生農業事務所	☎0475-22-1751
(勝浦市、いすみ市、大多喜町、御宿町)	夷隅農業事務所	☎0470-82-4956
(館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町)	安房農業事務所	☎0470-22-7131
(木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市)	君津農業事務所	☎0438-25-0107

○農地中間管理事業に関する問い合わせ

公益社団法人千葉県園芸協会(千葉県農地中間管理機構) ☎043-223-3011